

議第40号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表化製場等に関する法律の項中

第3条第1項（第8条において準用する場合を含む。）の規定に基づく死亡獣畜取扱場（第8条に規定する施設を含む。）の設置の許可の申請に対する審査	14,400	を
第3条第1項の規定に基づく死亡獣畜取扱場の設置の許可の申請に対する審査	14,400	に改め、
第8条において準用する第3条第1項の規定に基づく第8条に規定する製造の施設又は貯蔵の施設の設置の許可の申請に対する審査	14,400	

同表と畜場法の項中「200」を「400」に、「100」を「200」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

と畜場法の規定に基づく検査に係る手数料の適正化を図る等の必要があるので提案する。